平成２５年（フ）第６９号
千葉県松戸市西馬橋３丁目37番地の１
債務者　坂詰　和彦
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大津　郁雄
４　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９４号
千葉県柏市旭町１丁目11番７―602号、申立時の住所千葉県流山市加４丁目９番地の１
イトーピア流山103
債務者　管野　智基
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　徳子
４　破産債権の届出期間　平成25年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
静岡県焼津市東小川４丁目２番32号
債務者　鈴木きみ子
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０１号
東京都大田区下丸子３丁目15―15　今野方２Ｂ
債務者　市川　　修
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　謙
４　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６７号
新潟市西蒲区今井722番地
債務者　星野　常世
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
４　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
兵庫県三木市福井３丁目３番22号、従前の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋２番地140
債務者　岡崎　正人
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷部信一
４　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
宮崎市南方町恒下463番地２
債務者　村田　幸子
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小城　和男
４　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県西宮市段上町５丁目４－３、住民票上の住所兵庫県西宮市浜甲子園２丁目18番５号
債務者　安部　和代
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西部　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８号
埼玉県川越市砂新田３丁目24番地４　戸口マンション202号室、前住所埼玉県入間郡三芳町大字上富1954番地２
債務者　伊藤　義行
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９号
埼玉県ふじみ野市築地３丁目３番地１
債務者　伊藤　龍一
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５号
大阪府堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅1002号
債務者　松井　高雄
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２号
香川県高松市鬼無町是竹548番地１
債務者　森　　英子（旧姓里坊）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７２号
北九州市八幡東区宮田町５番16号　ハイツ池田203号
債務者　岩﨑　泰子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大神　亮輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目１番48号
債務者　宮本硝子店こと　宮本　勝行
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
神戸市東灘区深江本町３―８―22―502、住民票上の住所神戸市東灘区御影郡家１丁目26番10―305号
債務者　中谷　友美
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　教文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係